愛知県名古屋市中区丸の内三丁目8番10号 株式会社アシロ少額短期保険

条件通知書

貴社と当社との間で2024年-月-日に締結した「代理店開拓等に関する業務委託契約書」(以下「原契約」といいます)に基づく業務委託手数料について、下記のとおり条件通知書(以下「本条件表」といいます)を発行致します。

なお、当社が本条件表に定める内容を変更する場合は、貴社に対し改めて異なる内容の条件通知書(以下「新条件表」といいます)を通知するものとし、その場合は新条件表の内容が優先されるものとします。

記

1. 対象期間

2025年-月-日から原契約終了日まで

2. 業務委託手数料

(1) 法人向けプラン

当社が貴社に支払う業務委託手数料(以下「本継続手数料」といいます。)は、以下の計算式に定めるとおりとします。

本継続手数料:【対象保険契約に基づき当社が顧客から受領した保険料】x5%(税別)

- ① 上記計算式にいう「対象保険契約」とは、原契約に基づいて貴社が開拓した本件代理店の媒介により、当社と顧客間で締結した保険契約をいいます。また、本継続手数料は、対象保険契約について当社が顧客から実際に受領した保険料を基準に算定するものとします。
- ② 顧客が当社に対して対象保険契約の保険料の支払いを滞納している場合には、当社は対象保険契約に係る 貴社に対する本継続手数料の支払いを停止します。また、理由の如何を問わず、対象保険契約が終了した 場合には、当社は、貴社に対する当該対象保険契約に係る本継続手数料の支払いを終了するものとしま す。
- ③ 上記①にかかわらず、本継続手数料は、第1項の対象期間内のうち当社が本件代理店に対して対象保険契約に係る代理店手数料を支払う期間に限り、貴社に対して支払うものとし、理由の如何を問わず、当社から本件代理店に対する代理店手数料の支払いが停止もしくは終了した場合は、当社から貴社に対する本継続手数料の支払いも停止もしくは終了するものとします。
- ④ 上記③に定めるほか、何らかの理由により、貴社が本件代理店に対し、原契約第1条第1項に定める業務を実施できなくなった場合についても、当社から貴社に対する本継続手数料の支払いは停止もしくは終了するものとします。
- ⑤ 上記計算式により算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます。

(2) 個人事業主向けプラン

当社が貴社に支払う業務委託手数料は、以下に定めるとおりとします。

業務委託料:対象保険契約1件あたり3,000円(税別)

- ① 「対象保険契約」とは、原契約に基づいて貴社が開拓した本件代理店の媒介により、当社と顧客間で締結した保険契約をいいます。
- ② 当社は、貴社に対し、当社が対象保険契約の顧客から、当該契約に基づき初回の保険料を受領した時に上記業務手数料を支払うものとします。

3. 支払い方法

毎月末日で締めて翌月末日(末日が金融機関休業日の場合はその前営業日)までに貴社指定金融機関口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は当社の負担とします。

4. 業務委託料の戻入(返還) (※法人向けプランのみ適用)

- ① 法人向けプランの顧客が対象保険契約の保険料を年間払いで支払った場合、当該対象保険契約の中途解約に起因して、当社は顧客に対して、未経過月分の保険料を返金する場合があります。この場合、貴社は、第2項に基づいて当社が貴社に対して支払い済の本継続手数料のうち、未経過月分に相当する本継続手数料を当社に戻入(返還)するものとします。
- ② 上記①において、本継続手数料の戻入(返還)にあたり、当社が貴社に対して他に支払債務を有する場合は、当社は、相殺処理を行うことができるものとします。
- ③ 上記①において、貴社が当社指定金融機関口座に振り込む方法により、本継続手数料を戻入(返還) する場合には、振込手数料は貴社の負担とします。
- ④ 本項は対象保険契約が法人向けプランの場合のみ適用され、個人事業主向けプランの場合には適用されません。

5. 違反時の措置

貴社は、貴社が次に掲げる事項に該当する場合、当社が貴社に対して貴社の本業務遂行の対価として過去に支払った業務委託手数料相当額を上限として、当社が請求する金額を違約金として当社が指定する方法で当社の指定する期日までに支払うものとします。

- 原契約の規定に違反した場合
- ② 原契約に関して当社に虚偽の報告をした場合

6. 備考

- ・本条件表に記載されている用語の定義は、原契約の定めに従うものとします。
- ・本条件表に記載のない事項については、原契約の定めに従うものとします。

以上